

国家公安委员会・警察厅



《国家公安委員会・警察庁》

表 4 - 1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月29日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式： 所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。 事業評価方式： 既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。 総合評価方式： 次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：14 政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイト国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成 25 年度政策評価の実施に関する計画（平成 25 年 3 月 22 日決定）	

実施計画の 主な規定内 容	1 主要な行政目的に係る政策等 として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号に区分 されるもの) 及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成24年度を評価期間とする7の基本目標と 18の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成25年度を評価期間とする7の基本目標と 18の業績目標について評価を実施(26年度に評 価書を作成)。 ○ 事業評価：3の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1の行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了(法第7条第2 項第2号イ及びロに該当するも の)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第7条第2 項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成25年度実績評価計画書」(平成25年9月)を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：18件 (目標管理型の政策評価) [表4-3-ア]	達成	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18	
			おおむね達成	11			
			達成が十分とは言えない	3			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 18件 機構・定員要求に反映 10件 (うち、機構3件、定員10件)
		総合評価方式：1件 [表4-3-ウ]	対策が着実に推進されたが、引き続き推進していく必要がある	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
有効性及び効率性がおおむね認められる	1						
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成25年7月19日に「平成24年度実績評価書」として公表。

表4-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保</b>			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	おおむね達成	引き続き推進
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標2 犯罪捜査の的確な推進</b>			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	おおむね達成	引き続き推進
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進	達成	引き続き推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標3 組織犯罪対策の強化</b>			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
10	来日外国人犯罪対策の強化	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標4 安全かつ快適な交通の確保</b>			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保	達成	引き続き推進
12	運転者対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
13	道路交通環境の整備	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標5 国の公安の維持</b>			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	達成	引き続き推進
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進

<b>基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実</b>			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	達成	引き続き推進
<b>基本目標 7 安心できるIT社会の実現</b>			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	おおむね達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表4-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施中（平成26年度中に公表予定）。

表4-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策		
<b>基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保</b>			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進		
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化		
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止		
<b>基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進</b>			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上		
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化		
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化		
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進		
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進		
<b>基本目標 3 組織犯罪対策の強化</b>			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化		
10	来日外国人犯罪対策の強化		
<b>基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保</b>			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保		
12	運転者対策の推進		
13	道路交通環境の整備		
<b>基本目標 5 国の公安の維持</b>			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処		
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処		
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処		
<b>基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実</b>			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実		
<b>基本目標 7 安心できるIT社会の実現</b>			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止		

(3) 総合評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1の行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成26年3月20日に「総合評価書 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」として公表。

表4-3-ウ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進	対策が着実に推進されたが、引き続き推進	引き続き推進

		していく必要がある	
--	--	-----------	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表4-4-(2)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の3の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成26年3月20日に「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制」として公表。

表4-3-エ 事業評価方式により評価を実施した政策（規制）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制			
1	シートベルト装着義務の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
2	聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け	有効性及び効率性がおおむね認められる	引き続き推進
3	安全運転管理者制度の対象の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表4-4-(3)参照。



## 政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ([http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h25\\_seisaku\\_yosan.pdf](http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h25_seisaku_yosan.pdf))参照。

